

パートの仲間は手をつなごう！

# 全労連 パ・臨のなかま NO.6

2012.11.15 発行

全労連TEL03-5842-5611

東京都文京区湯島2-4-4

Eメール part@zenroren.gr.jp

静岡パ臨連 ジャンボパネルで

## 最賃シール投票「あなたのお時給 どんだけ～」実施

11月8日12時から1時間、静岡県評パート臨時労組連絡会のメンバーを中心に、10月に改定された静岡県最低賃金「時給735円」と、「働くみんなが元気の出る集会」(11月25日)の開催をお知らせする街頭宣伝、およびシール投票「あなたのお時給どんだけ～」を実施しました。



以前に比べると人通りが少なくなったせいも、シール投票への参加は少なく36名でした。正規と非正規の賃金格差は歴然としていることに加え、最賃が上がったにもかかわらず、非正規の賃金は上がっていません。そして、正規・非正規ともに、最賃以下の人がありました。(ひとり美容師、ひとり医療法人勤務)

25日の集会にむけて、20日にも宣伝し、記者レクも行い、ひとりでも多くの方に山家悠紀夫さんの講演を聴いていただき、元気になってほしいと思います。

### 「あなたのお時給どんだけ～」シール投票結果

	非正規			正規		
	男	女	計	男	女	計
～734円	1		1	1		1
735～750		4	4			0
751～800		5	5			0
801～850			0			0
851～900		3	3			0
901～950		4	4			0
951～1000			0	1	2	3
1001～1100			0		3	3
1101～1200		2	2			0
1201～	2	3	5		5	5
合計	3	21	24	2	10	12



静岡のシール投票用紙のデータ(表と見出し)も添付しますので活用(必要な部分を流用)してください。

## パートや再雇用嘱託社員、忌引きなど特別休暇を獲得

労契法を活用し均等待遇に向かって前進 JMIU神奈川・三和エレクトロニクス分会

神奈川にある川崎支部三和エレクトロニクス分会で、非正規と正社員の均等待遇の要求に大きな前進がありました。

パート・再雇用嘱託社員に正社員同様に特別休暇を付与するというものです。

特別休暇は、具体的には、本人・家族の結婚、家族の死亡、配偶者の分娩、天災・不慮災害、修学旅

行（定時制学校通学者？）、生理休暇、裁判員制度に関する休暇です。

分会では、09年秋闘からずっと要求してきたもので、粘り強いたたかいと、有期にかかわる労働契約法「改正」を活用して要求実現に結実したものです。

## 「改正」労働契約法やパート労働法の実効ある改正について議論

パ臨連、第1回幹事会を開催

11月12日、パ臨連は第一回幹事会を開催しました。

10月27～28日に開催した総会や学習会の総括をおこなったうえで、「改正」労働契約法やパート労働法の実効ある改正について議論しました。

「改正」労働契約法については、法律の内容を幹事会でも学習し、5年手前での雇止めを阻止し、「期間の定めのない雇用」への転換を図るために労組としてどう取り組むかを議論。①労組の取り組みがあれば無期転換や格差の是正をはかれるが、労組がなければ雇止めが横行しかねない法律であること、②各組織で早急に学習し取り組みを強める必要があること、③未組織の非正規の仲間にも法の内容を知らせ労組の必要性を知らせていこうと意思統一しました。

また、パート労働法の実効ある改正求める取り組みについては、「厚労省・労政審あて要請はがき」（最終集約12月末）の取り組みを強めることを意思統一し、年明けから取り組む署名の要請項目などを議論しました。